

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予算特別委員会会議録（４）				(14.4定)
日 時	平成14年12月13日（金）	開 議	午後 1時00分	
		閉 会	午後 4時21分	
場 所	第 2 委 員 会 室			
議 題	付 託 案 件			
出 席 委 員	秋山委員長、武井副委員長、横田・前田・成田・松本(光)・大島・中島・古沢・見楚谷・八田・斉藤(陽) 各委員			
説 明 員	市長、助役、収入役、教育長、水道局長、総務・企画・財政・経済市民・福祉・環境・土木・建築都市・港湾・学校教育・社会教育各部長、企画部参事、樽病事務局長、保健所長、消防長 ほかに関係理事者			
別紙のとおり、会議の概要を記録する。				
委員長				
署名員				
署名員				
書 記				
記録担当				

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に大島委員、見楚谷委員をご指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。

新谷委員が古沢委員に、高橋委員が斉藤陽一良委員に、松本聖委員が大島委員に、小林委員が八田委員に交代しております。

これより、総括質疑に入ります。

なお、本日は、市民クラブ、公明党、民主党・市民連合、共産党、自民党の順といたします。

それでは、市民クラブ。

○大島委員

◎市町村合併について

昨日、赤井川村の合併を考える会の森さんのお宅を訪ねてきて、いろいろお話を聞いてまいりました。

ご承知のように、森さんという方は、12月4日に、小樽市と法定協を設置しようということで赤井川村に陳情をなされた方でございます。その方と赤井川村の実情のお話もいろいろ聞きました。また、陳情に至る経緯のお話も聞いてまいりました。

その中で、合併を考える会が出してきた資料があるのですが、赤井川村の税金の88%をキロロにかけていると。そういうようなことから、合併などについて、こんなに1か所に頼っていいのだろうか、そのような思いが非常にあったように聞いております。また、トマムを例に出しておりました。トマムは、やはり多額の税金を納めていたけれども、結果的には倒産ということになってしまいました。そのような思いから、赤井川村も合併をしなければ将来展望が開けないだろう、そういうようなことを考えていらっしゃるのでございます。

そういう中で、赤井川村の村民のアンケート調査もそろそろ始めるやに聞いておりますが、村民としても、村としても、三つの選択肢があると。一つは、合併をしない。合併をするには、小樽市との合併を考えなければならぬ。また、小樽を除く北後志の町村との合併、この三つの選択肢がある。それで、今申しました合併を考える会は、小樽市との合併を基にいろいろ考えているのでございます。

そのようなことから、昨日の共産党の新谷議員のご質問と一部ダブるところがあるかと思いますが、何点かお聞かせください。質問いたします。

小樽市は、基本的に、市町村合併についてどのような考えを持っているのか、まず、この点についてお伺いいたします。

○（企画）川堰主幹

市町村合併についての基本的な考え方でありましても、小樽市としましては、じゅうぶんな議論なくして合併の是非を判断するわけにはいかないという形から、この4月、5月から研究会を設置しましていろいろ議論を進めてきたところであります。

○大島委員

また、今日までの経緯、経過についてどのようになっているのか、お聞かせください。

○（企画）川堰主幹

5月に、北後志6市町村が集まりまして、合同の広域問題研究会ということで市町村合併について検討をしております。それで、4度ほど、その中で議論したわけですが、最終的には、6市町村全部の合併議論というのは温度差があってなかなか難しいということになりまして、個別に合併を協議していった方がいいだろうというこ

とで、９月10日に６首長が集まりまして、行政懇談会の中で個別の協議を進めていこうということになりました。それで、小樽市は赤井川村と合併の協議を進めることになりましたし、残る５町村は余市を軸に合併の協議を進めるということになってございます。

○大島委員

それで、この森さんのお話を聞きますと、小樽市と協議をしていることがなかなか住民には見えてこないのだと、そのようなことから、合併法で定められた会をつくっていただき、その中に村民も交えて、そして、その内容が明らかになるように、見えるような協議の方法にしてほしいというのが大きな願いの一つでございます。

さきほど、赤井川村に小樽との合併についてお尋ねしましたところ、小樽市と赤井川村との詰めは終わっているような返事が来ておりますけれども、この点についてどのような内容なのか、差し支えなければお聞かせください。

○（企画）川堰主幹

赤井川との合併協議ですけれども、五つの部会で議論してございます。その五つの部会というのは、赤井川の機構に合わせまして、総務課関係、産業課関係、教育委員会関係、福祉課関係、建設課関係、この五つで、11月末までで計７回ほど協議してございます。あらかたの協議は終わっているのですけれども、まだ最終的な詰めを残している部会もございますので、まとめにつきましたはまだまとめていないというか、そういう状況でございます。

○大島委員

例えば、それらのものを資料としていただきたいと言った場合には、出せるものなのですか。

○（企画）川堰主幹

提出できると思います。

○大島委員

それでは、後ほど出してください。

質問が前後になりましたけれども、任意協議会と、それから合併協議会との違いといいますか、それぞれどのような違いがあるのか、お聞かせください。

○（企画）川堰主幹

合併協議という点では、協議を行うということでは全く違いがないというふうに思っております。ただ、法定の場合、二つの市町村であれば、二つの議会の議決を経た上での協議会となりますので、重みとしては当然に協議会よりも法定協議会の方があるというふうに思っております。

○大島委員

今後の手続といいますか。今、赤井川村の方に住民からの陳情が出されたと。その後の経緯というものは、例えば合併協議会ができるとすれば、どのような流れでいくのか。昨日の答弁とダブることがあろうかと思っておりますけれども、改めてお聞かせください。

○（企画）川堰主幹

赤井川村の方に、森さんが、62名の署名を集めて、合併協議会の設置に伴う署名簿の提出ということで12月3日に提出しております。それで、今日、赤井川村の方では選挙管理委員会を開きまして署名簿の審査を行っております。その審査の後に7日間の縦覧期間がございまして、それで、何もなければ、この縦覧期間が終わった段階で、その署名簿が添付されまして本人から改めて請求となります。

赤井川村は、それを受けまして、小樽市の方にそういった内容の本請求があったという通知がございまして、これを受ける小樽市長としましては、合併協議会設置協議について議会に付議するか否かの意見を赤井川の方に報告しなければなりません。これが90日以内というふうに決まっております。

もし、付議しないとすれば、その住民発議自体がそれで終了してしまいますけれども、付議するというような回答をしましたら、赤井川は、それを受けまして、請求者、それから道の方にも報告して、また改めて小樽市の方に

も通知があります。その通知を受けまして、小樽市長は60日以内に議会を招集して付議しなければならない、そういう経過になってございます。

○大島委員

いろいろな流れの中での手続があらうかと思います。また、平成17年3月で合併特例法の期限が切れるわけですが、我々小樽市も含めて、また赤井川村も来年は統一地方選挙でございます。そのような中で協議会ができるとすれば、改選後になるのかなと、そのようなことも考えておりますけれども、市長は、赤井川村との合併については、向こうからの要望があった場合にはどのような考え方を持っているのか、お聞かせください。

○市長

昨日もお答えしましたけれども、合併につきましては、それぞれのまちの生い立ちとか、いろいろな特性がありますので、そういった問題を住民自らがどう考えているのか、赤井川の皆さん方がどのような合併を望んでいるのか、望んでいないのか、そういうことは自ら判断すべき問題だろうと。その上で、皆さん方がどこまで合併したいということであれば、当然、それにはこちらとしても応じていかなければならないだろうというふうには思っております。

○大島委員

赤井川村からの要望があれば、それには応じるというふうに理解してよろしいですね。

○市長

ただ、今は、応じるといいますか。請求が小樽市にきた場合に議会に付議するかしらないかということがあるものですから、その問題については議会の方ともじゅうぶん相談しながら対応していきたいと思っております。

◎樽一青果について

○大島委員

質問を変えます。樽一青果について、経済部に。

昨日の新谷委員のご質問に、地場産品の活用といいますか、使ってほしいということがありました。個別の品名も出ておりましたが、このことについて、私の知人にも業界の方がおるものですから、今日、こういう質問が出ていたのだ、施設名では樽病と学校給食、これらの問題が出ていたと。

私の話した方も納品業者の一人でございまして、その中で地場産品を納めることは大変難しいという話をされておりました。その一つに、規格といいますか、例えば、昨日はアスパラという名前も出ておりましたけれども、アスパラの話を出しました。そうしますと、地場のものというのは、規格といいますか。その大小ですね。それらが非常にまちまちのために、例えば給食センターに持ち込んでもはね返される部分がある、そのような話をされておりました。

それで、国産あるいは輸入物、これらの話もしましたら、確かに季節を通して手には入ります、しかし、それは小樽にないときには輸入物も、地場がしゅんではないときには輸入物も当然納品しなければならないと、その時期の難しさの話をしておりました。また、規格の面で、キャベツを例にとれば、学級給食側、センター側は、段ボールの中にきちっと大きさがそろったものを望むのだ、地場のナイロンに入ったようなものであれば、それはなかなか納めることが難しいという話もされておりました。

そして、何よりも、今の市場の状況はどういう状況にあるのかということでお話を聞きましたら、今の樽一の競り場の状況は、余市か仁木か、その程度しか品物が入ってきていない、それは少ないという例えだったと思いますが、そのために品ぞろえをすることがなかなか大変なのだ。その一つに、市場経営上の問題、例えば、ブランド物の青果物を小樽の市場に引こうとすれば保証金が必要だ、1,000万単位の保証金をなかなか積むことができない、そのような状況にあることもその方は話しておりました。

この点については、品ぞろえの面については、市場はどのように考えているのか。なかなか量は確保できない、

品ぞろえができないという状況は説明されておりましたが、この点について市場側はどのように考えているのか、お尋ねします。

○（経済）青果卸売市場長

品物がそろわないということなのですが、まず、取扱いの数量につきましては、12年度が2万 3,518トン、それから13年度が2万 3,306トンと、ほぼ同じ取扱数量になっておりまして、量的にはそれほど減少しているとは思っておりません。

ただ、品物がそろわないということにつきましては、卸売業者である業者は、全国から生産者や出荷者に対して荷物を集めるわけですが、買う方の仲卸人、それから買受人が希望する品物を卸売業者が取引していない、そういうことで品物がそろわないということはあります。

○大島委員

有名なブランドになればなるほど、支払いの面だとか、そういうものが保証されなければ、産地では注文があったからといってわかりましたというわけにはいかないそうでございます。そのために保証金が必要なのだと。

例を出して言っておりました。注文があって、これからちょうど産地の時期にもぶつかるし、その品物を取り寄せようということで、ある本州の農協へ連絡をしたところ、保証金を 3,000万円積みなさいと。そうすると、今、樽一青果には保証金を 3,000万積むだけの金銭的な余裕は全くない。その結果、どうしたかといいますと、仲買の方々が出し合って、それで保証金を工面した、そのようなお話をしておりました。

市場に頼んでもなかなか希望するものが入らない、そのために仲買さんに頼んで札幌から品物を引いてもらうのが今の現状だ、そのようにお話をしておりましたが、この点についてはいかがですか。

○（経済）青果卸売市場長

保証金につきましては、一部の青果物の取引に要求されているわけですが、要は、出荷者である荷物を出す方は、卸売業者の経営状態を見まして、例えば決算書を送って、その内容をチェックして、確認して、保証金が必要な場合は要求すると。内容によってこの会社は大丈夫だということであれば、保証金は要しない、こういうことでの要求だと思います。

○大島委員

さきほど、市場の取扱量と金額を申ししておりました。今の市場の従業員は、最盛期と比べるとどのような状況にあるのか、お聞かせください。

○（経済）青果卸売市場長

卸売業者の従業員は現在29名でございます。一時、取扱高が多かった時期は50数人というふうに聞いております。

○大島委員

観光客の入込数は 900万うんぬんという数字が出ております。これだけの多くの方々が実際に来ているとすれば、必ず食べたり飲んだりするはずでございます。しかし、従業員数にしても、かつての最盛期から見ると、50余人から現在は29名ということになれば、それは当然、売上高との関係があると思います。

しかし、実際に話を聞いてみますと、これだけ人が来ていても、市場の取扱量が減少傾向にあることは、これは小売店との関係がございます。しかし、大量消費をする施設が小樽には毎年のように増えております。その品物がどこから来るかといえば、大方は札幌なのだと、そのように話をしておりました。

そして、最終的には、現状を変えるには、札幌の中央市場の、その方は仲買の役員をされている方でございますけれども、品ぞろえをするには、そして、小樽の市場を通して関係するところに納めるには、やはり品ぞろえが大事なのだと。そのためには、現状の小樽ではもうとても対応できないと。

それで、その方は、3年ほど前から、関係者の方に、小樽の市場は札幌の中央市場の丸果という仲買さんですか。この支店であれば、支店になれば、札幌の丸果の名前で希望する品物はどんどん入ってくるはずだと。一部そうい

う考えもあるのだというふうに言っておりましたけれども、この点については、そういうお話を聞いたことがございますか。

○（経済）青果卸売市場長

平成12年度でいきますと赤字決算です。それから、13年度が若干黒字になりまして、黒字決算になったわけですが、会社の経営が大変厳しいということは、卸売会社の役員の方も認識しておりまして危機感を持っております。

そうした中で、経営の再建といいますか、経営努力をしなければならないということで、一つの戦略といたしまして、産地回りだとか、出荷者に対する要請だとかというものを行っております。ですが、すぐには効果が出てきていないというのが実態でございまして、そのために、買う方の仲卸、それから買受人の希望する品物がなかなか入手できない、こういうのが実態でございます。

それから、札幌中央卸売市場の丸果の傘下といいますか、小樽支店といいますか、そういう話は聞いたことはございません。

○大島委員

かなり経営努力はしているのだ、産地や出荷会社を回っているといいますけれども、それではなぜその効果が出ないのか。それは、内容に問題があるのではないですか。さきほど話したように、会社そのものの内容がよければ、例えば 3,000万の保証金が 2,000万で済むかもわからないし、1,000万で済むかもわからない。あるいは、全然そういうものを要求されないかもわからない。

それは、努力はしているけれども、その効果が出ないという裏づけには、さきほどから何回も言うように市場そのものの経営状態にあるのだと私は思っております。出荷する方も、売上というのは、物を納めてお金が手元に届いて初めて売上なのです。物を売った、売れたといっても、売り掛けや手形が増えたでは、手形の決済であればその期日が来なければ本当の売上にはならないのです。

そのようなことから、さきほど申しましたように、札幌の丸果の傘下の話も業界の中ではされております。この点について、経済部長の考え方をお聞かせください。

○経済部長

さきほど、消費のお話ですか、取扱高のお話でございましたけれども、大手と個人、あるいは、中小の八百屋さんとの関係は若干違うと思うのです。いわゆる商品の流通系統がです。

大手の場合は、例えばスーパーですけども、これについては、1か所で購入し、そこで品物を分けて各店舗に持っていく、そういう仕組みはございます。大体的場合は市外にそういう配送センターを設けてやっているというのが実情だと思います。

あとは、市内のいわゆる中小の青果店につきましては、市場を通して買っていくわけですけども、その辺のところがなぜ伸びないかという話は当然あります。それにつきましては、人口減も一つあります。それと、食生活そのものも変わってきてまして、なかなか野菜の消費量が伸びていかない、そういう背景も一つはあるのだらうというふうに思っています。そして、そのことが結果として売上の減、それがいわゆる樽一という卸売業者の経営そのものを圧迫している実態につながっているということも、これも事実であります。

それで、一昨年から、樽一の経営がちょっと厳しい状況になりました。それで、資金繰りにも困った時期もあります。そういうこともありまして、私たちとしても、卸売会社と一緒にあって、開設者の立場で経営体質の強化について努力をしてきました。幸いにも、ここに来て、銀行からの融資もそれなりに受けられる状況になりまして、相当の改善努力が効果を結んできている、そういう実態があります。

それで、さきほどの質問の趣旨の丸果の支店ということのお話だったかと思っておりますけれども、その過程の中で、卸売会社の存続そのものが難しいということになれば、いろいろな角度から、公設市場を継続するに当たって考え

なければならない枠組みというものもあるだろうということのお話といたしますか、それはした経過はございます。

ただ、結果として、さきほど申し上げたように経営が健全化されつつありますので、今直ちにその枠組みについてどうするという議論の場、そういう場を設ける状況には今ないなというふうに思っています。

○大島委員

経営的危機はもうとっくに来ているのです。物がそろわないということがその一つの証明なのです。お客さんが求めるもの、これは、市場ではなかなか競り場に上がってこない。人口減を話しておりました。確かに人口減です。けれども、あなた方が発表する入込客数はどのくらいあるのですか。その方々が、例えば泊まったり、どこかで昼食を食べたり、１日１食したって、これは人口減の問題ではないのではないですか。

その辺も、やはり業界の方々とじっくり話し合いをして、市内のお店の方々が求めるもの、お店の方々が求めるということは消費者が求めている品物です。これは、ぜひ本腰を入れてほしいというのが業界の方の希望でございますので、経済部としても、やはり市場問題については真剣に取り組んでいただきたい、このように思います。

最後に、市長にお伺いしますが、業界では、言ってみれば、今質問したように、札幌の市場の傘下に入ってはどうかの难道うかと、そういう話も出ておりますけれども、この点について、もしそういう相談が正式に業界側からあった場合に市長はどのように考えるのか、あるいはまた、市場側からそういう相談があった場合にはどのような判断をするのか、お聞かせください。

○市長

卸売市場の問題ですけれども、今始まった話ではなくて、従来から、いわゆる流通形態が変わってきて、市場外流通というのがかなり進んでいるのです。今お話があったように、小樽で品ぞろえができない場合には札幌から持ってくるとか、いろいろな状況が以前からあって、以前からいろいろな問題もありましたけれども、そういう状況が一つあるのだと思います。

それで、市内の消費も、そういうことで、市内でそろえられないものは市外から持ってくると。そしてまた、観光客の話もありましたけれども、それは、即青果物の量と比例して伸びていることではないと思いますが、それはそれとしておいて、もしそういうお話があるのであれば、関係者とよく相談して、どういう方法がいいのか、それは対応せざるをえないだろう、こう思います。

○大島委員

終わります。

○委員長

市民クラブの質疑を終了いたしまして、公明党に移します。

○斉藤（陽）委員

◎産業工芸の振興について

芸術文化政策と産業振興の重なる部分ということで、代表質問で伺ったのですが、産業工芸の振興ということについてお伺いをしたいと思います。

まず、本市は、北海道におけるいろいろな分野の職人業といたしますか、工芸等の発祥の地というような歴史があるのではないかと思いますけれども、少し専門的見地から、概括的で結構ですが、本市の工芸の背景といたしますか、職人業の背景といたしますか、それについてのご説明をお願いしたいと思います。

○（社教）博物館長

ただいまのご質問でございますが、当市における職人の発達に関する体系というかなり大きなご質問でございます。

先に一般論で申し上げますが、職人の技術の発達経緯には二つのパターンがございます。一つは、１次原材料を

加工し、それを製品化していく、この業務に携わる職人群の発達、その場合は、1次原材料が入手しやすいという要件に大きく左右されます。もう一つは、製品あるいは半製品になったものを、修復、装飾、あるいは加工等の2次的な手を施す技術、そういう仕事に携わる職人群、そういう二つに大きく大別しております。

それで、2番目の半製品の加工、修復等の技術につきましては、第1次原材料の入手よりも、むしろ、物流的な要素というものが非常に大きなポイントになってまいります。したがって、当市の場合は、その第2のグループに入ってくるであろうというふうに考えております。

北海道開拓使が置かれましてから、当市は、人、物資などさまざまなものが急増してまいります。それらは、ほとんどすべてが大阪を起点とした北前船にかかわりますので、おのずと関西文化を伝承した形での技術が入ってまいります。明治20年ぐらいまで、当市はその状況が続きます。花園町とか嵐山通とか、あるいは東山などは、正に京都の地名を残した小樽の発展の中の足跡の一つであろうと思います。いずれにせよ、そういった京、大阪のすぐれた技術、人材、そういったものが北前船で運ばれてきて、そして、開拓事業の波の中で北海道の第一歩をこの小樽で足跡として残しますので、すぐれた技術集団が小樽で発展し根づいていくということは当然のことだと思います。

第1次材料、1次原料の加工に携わる職人群は、この小樽に上陸して、それから、その原材料を求めて北海道の内陸に進んでいく。そして、北海道の内陸で根づいて新たな職人群をつくっていく、そういう体系があらうかと思っています。

○斉藤（陽）委員

非常にわかりやすいご説明をしていただきまして、ありがとうございます。

そういう点でいきますと、本市の場合は、加工、修復的な技術といいますか、そういうものを主とするような工芸と。例えば印刷ですとか、木工にしても、本来原料生産というよりは、つくり直しといいますか、修復といいますか、桐だんすのそういう修復ですとか、そういった2次加工的な技術、あるいは、陶磁器、ガラス工芸なんていうのは、割と原材料がどこにでもあるといったらちょっと語弊がありますが、入手しやすいということで、その原材料生産も含めて根づいている。あるいは染色とか、繊維産業にまつわるものと。いろいろ取り上げると相当のボリュームになって、どのような分野を盛り込むかということは今後の課題としまして、今いろいろご説明いただいたように、本市はいろいろな職人業の北海道の先駆的役割といいますか、また、全国でも分野によってはそのれい明の歴史を飾るといいますか、そういったものだと思います。

こういう遺産といいますか、地場のそういう歴史遺産に対して、どういうふうにその価値を見直し、これからの本市の発展の糧とするかということは、一にかかって我々の世代が取り組まなければならないこと、そういう課題ではないかと思うのですけれども、この点についてどうでしょうか。

○（経済）産業振興課長

今、例を申し上げさせていただきますと、平成4年に設立しました小樽職人の会、また平成7年に設立しました小樽染紋塾というのがありまして、その皆様は、それぞれの活動を、例えば平成8年から平成12年まで職人展を開催するなど行ってきておりまして、この中で、やはりその価値といいますのは、皆さん、もちろんそれぞれの中で業を磨いていくということも行っておりますので、じゅうぶん、今後とも必要なことであると思っております。

○斉藤（陽）委員

前回といいますか、本年の2定の私の一般質問で、地元作家の作品発表の場ということで、芸術文化振興と地場産業振興を兼ね合わせた形での場づくりということをお伺いしました。市長の方からは、職人の会とか、あるいは染紋塾の実践が紹介され、できる限りそういった取組について支援をしたいとのご答弁をいただきました。また、教育長の方からは、そういう発表だとか展示、販売という場の確保というのは非常に望ましいことであるというご答弁をいただいております。

今回の代表質問では、共同利用のできる教育・研修の機能を持つ施設を公的に整備することについて、ご提案といますか、求めたわけですが、これについては、国や道の施策の中で実現が可能かどうかを含め、検討するというご答弁がございました。

私としては、これらを総合的に考えまして、発表、展示、それから、研修、調査、研究、このような多機能、多目的の機能を併せ持つ、仮称ですが、小樽職人プラザというようなものの立上げを考えてはどうかというふうに思います。

まず、発表の場ということについては、現在、本市の方ではどのようなことをお考えでしょうか。

○（経済）産業振興課長

本年につきましては、ちょうど9月になりますけれども、そのときにちょうど小樽の物づくりということで、木工の方、繊維の方、また美容師の方等が集まりまして、小樽からファッション文化を発信しようということで小樽コレクションが行われました。約1,000の方が来てくださっておりまして、そういうことでの発表の場がございます。また、これは札幌ドームになりますが、北海道陶器職人展ということで、第1回目になりますけれども、これが9月に行われています。これは、北海道と東北の物をつくっている職人さんが一堂に会しましてということで、北海道陶器職人展ということで実際に行われております。

また、来年につきましては、今、職人の皆さんがいろいろと検討されており、新聞紙上にも出ておりますけれども、第5回全国職人学会というような形の催しもありますし、それから、世界の職人の皆さんが集まって制作し、また展示をする会合が催されておりますので、その部分につきましても協力してまいりたいと思っております。

○斉藤（陽）委員

そういういろいろな発表の場と兼ね合わせた形で、技能訓練とか、あるいは、実習、情報交換など、そういう教育・研修的な機能を持つ施設を、箱物をつくるという意味ではないのですけれども、そういう機能を持った組織体といますか、仕組みをつくり上げるということについてはどのようにお考えでしょうか。

○（経済）産業振興課長

今、委員からのご提言もありましたので、各関係団体等に意見をお聞きしまして、必要があれば検討してまいりたいと考えております。

○斉藤（陽）委員

今も言いましたけれども、新たな箱物をつくって何十億とか、そういう話ではなくて、既存のいろいろな建物、施設を目いっぱい活用して、ソフトの事業としていろいろ取り組む、そういった姿勢を公的なものとしてもっと打ち出すことはできないのかという気がするのですが、この点もお聞かせください。

○（経済）産業振興課長

現在、NPO法人化したしました北海道職人教育大学校がございますけれども、これは、小樽職人の会の皆さん、染紋塾の皆さん、職人の団体の皆さんが中心となりまして、職人業の研さん、また、後継者の育成ということで、既存施設を使って頑張っておられます。その部分では、ホームページを作成したり、そんな部分で職人の文化、業を公開しております。

そういう部分でも、また、職人の団体だけではないと思いますので、じゅうぶんに意見をお聞きしまして、その上で必要があれば取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○市長

発表とか、それから体験という関係でいきますと、都通りの空き店舗を使って今年もやっていました。職人さんが来ましていろいろなものをつくるのですけれども、その材料を都通りの近くの商店街から買ってきていただいて、そして、親子でいろいろなものを制作しようと。それから、今年、祝津でどんどこフェスタというものをやりまして、そのときにも職人さん方において願って、そして、そこで制作体験というか、そういうことも職人さん方の協

力を得てやっていますので、かなりの部分でそういった職人さん方の努力というか、いろいろな場面で参加してもらって、そういう場づくりについてはかなり進んできたのかなと。

今ご指摘のように、どこかの教育・研修施設という話でございますけれども、これから、そういった職人さん方のご意見も聞きながら、どこかそういう場が欲しいということであればいろいろ検討していきたいと思います。

さきほどお話があったように、職人技術大学校では、この間、第1期生の卒業式があって、私も行ってまいりましたけれども、そこも、昨年あたりはその場所を使っていろいろな体験をやっていますので、かなりの部分で浸透していますので、いい方向だなというふうに思います。

ただ、職人さん方の意見もありますので、またよく相談しながら対応していきたいと思います。

○斉藤（陽）委員

公的な部分が余りに正面に出過ぎるというのも考えもので、どちらかといえば、市長が今おっしゃったように、職人さんの本当の意欲といえますか、そういったもの、意欲を大いに盛り上げるといえますか、そういった姿勢が大事ななと思います。

ただ、そういう意欲がある皆さんが、民間の方が意欲を持って取り組んでおられる、そういったことを、もう一歩公的に、自治体として手助けといいますか、できないのかなと。確かに、いろいろな財政面といいますか、市費単独では財政的にも非常に厳しいという部分はあると思うのですが、そういった場合には、国や道のいろいろな補助金施策といいますか、補助金の事業を導入する方法だとか、いろいろ工夫しながら、何とかそういう意欲を、もう一歩大きく、更に進めていくことはできないのかという思いがあるのですが、どうでしょうか。

○（経済）産業振興課長

今お話しのことですけれども、確かに市の財政事情は厳しい状況がありますので、国、道のメニューとしまして、地域産業のいわゆる技能の集積ですとか、そういう部分を支援していただけるものとして、例えば地域振興活性化事業とかもございます。それから、市の予算も絡むものもありまして、地場産業等の活性化補助等もありますので、そういう部分をしっかり見極めながら検討してまいりたいと思っております。

○斉藤（陽）委員

いろいろな個別の熱心な取組を集約して、一つのもっと大きな力にまとめていくというか、あくまでも市がメインに出るということではなくても、そういう民間の取組をより強力に支援していくという意味で、いろいろな施策をより深めて検討していただきたいと思います。終わります。

○委員長

公明党の質疑を終了いたしまして、民主党・市民連合へ移します。

○武井委員

◎介護保険事業者の経営実態について

今日は、福祉問題を中心にお尋ねしたいと思っています。

質問する内容も、市長から代表質問のご答弁でいただいておりますが、それらの中でちょっと理解のできない部分、あるいは、質問と食い違いがあるのではないかとと思われる部分を中心にお尋ねします。

まず、一つ目は、介護サービスを行う事業者の経営実態はどうかということをお尋ねしました。これに対するご答弁ですが、在宅サービスの柱である居宅介護支援や訪問介護は赤字であると、こういうことを私が言っているわけで、それで、本市の場合はいかがでしょうかと尋ねています。これに対して、特に調査したことはない、実施したことはない。これを前提にしておいて、訪問介護や居宅支援事業の中では、赤字となっている事業所もあるが、黒字のところもある、こう答えているのです。調査も何もしないのに、赤字のものもあれば黒字もあると言っているのです。どっちへ転んでもいいというような答弁みたいに聞こえてならないのです。

したがって、何でもう少しきちんと、例えば、赤字となっている。黒字となっているとすれば、何%ぐらいが赤字で何%ぐらい黒字なのかとか、そういうことを言ってもらわないと、赤字もあれば黒字もあると言ったって、ちょっと私の方も困るのです。したがって、これらについてまず答弁してください。

○（福祉）高齢社会対策室介護保険課長

今回、厚生労働省がまとめまして新聞などで報道しました介護事業経営実態調査、この調査の部分につきましては、来年4月から介護報酬の改定があるので、そのための基礎資料を得る目的で、国の方で、全国の介護保険施設や居宅サービス事業所などを対象としまして、地域区分、あるいは経営主体、社会福祉法人なのか民間なのか、そのような部分の経営主体別に、無作為に抽出しまして、さきほども言ったのですけれども、市や北海道を通さないで調査を実施したものでございます。

そんなことで、小樽市としては、実際にはこのような経営実態調査を実施してございません。ただ、ご答弁申し上げた部分につきましては、小樽には114事業所ほどあるのですが、その一部の事業所の方にお問い合わせした段階で、経営状態の収支状況についてお尋ねしまして、その結果は手元に資料としてありましたのでその部分でお答えをさせていただいた、そのようなことでございます。

○武井委員

そういうものであれば、お電話をかけて調べたわけですから、114の施設の中で、どのぐらいが赤字でどのぐらいが黒字か。しかも、それは、居宅介護支援ではどのぐらいだったとか、訪問介護ではどのぐらいだったとか、そのぐらいのことは調べたのだから答弁できるのではないですか。いかがですか。

○（福祉）高齢社会対策室長

武井委員のご質問なのですけれども、私どもで承知をしておりますのは、訪問介護では5事業所、そのうち赤字が1事業所、残りの4事業所が黒字となっております。また、介護支援事業所は、私どもが承知をしておりますのは、8事業所なのですけれども、そのうち赤字が5事業所、黒字が3事業所と。これは、私どもが承知をしている範囲内の赤字、黒字の状況でございます。

○武井委員

それで、私が何でこの質問をしたかといいますと、これはこの次の質問とも関連が出てくるのですが、こういう赤字のところは、お仕事をやっているわけですから、赤字の仕事をやったら逃げたくなるのが当たり前のことです。そうしますと、サービスを受けたい人が受けられなくなる。みんなやめてしまうわけですから、まさか、あなた、こういう事業所が赤字の仕事をそのまま続けていったら経営が成り立ちませんからね。したがって、こういうような実態を、例えば訪問では、五つのところを調べたところ、四つの事業所はプラスだった、けれども、マイナスが一つありました、あるいは、支援事業の方では三つがプラスであって五つがマイナスだと。支援事業の方は、この五つのものかもしやめてしまったら、これを受けたい、サービスを受けたいという方が、今度は受けられなくなってしまいます。

ところが、介護のサービスが多ければ多いほど、サービスが受けられれば受けられるほど、介護保険料は高くなるということになっているわけです。小樽は、今40%も上げるというわけですから、そこへもってきて受けられなくなってしまう。そうすると、滞納者が増える。こういう悪循環が出てくると思うのです。

だから、私は、こういう調査をしたならば、どうしたならばこれらのマイナスの事業者をよりよい経営の方に導くことができるか、あるいは、市はどうしたらいいのだろうか。これはゼロにするわけにはいきませんから、私はそれを気にしているのです。

ところが、何もわからなかったら、どういう実態かつかんでいなかったら、サービスが出ようが出まいが、どうなろうが勝手にしろというような、投げやりみたいなあなた方担当者になるのではないですか。そういう危ぐがあるから、私はこれを聞いているのです。

今、斉藤室長からご答弁をいただきましたが、特にこの支援事業の方で五つも経営がマイナスになっていると。どうでしょうか。何かいい方策がないかと。例えば、プラスになっているところと何か協議をして、うちの方はこういうことをやってプラスになっているとか、それぞれの経験話ができる交流をするとか、どこに欠点があるからマイナスなのかなども話し合うような機会とか、何か手立てをする必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○（福祉）高齢社会対策室長

私どもの方も、特に居宅ケア支援、ケアプランの作成事業は介護保険のかなめということで、我々としても介護保険事業者の経営を非常に危ぐをしているところでございます。そこで、私どもでは現実に実態を聞いておりますけれども、最低1人のケアマネージャを置かなければならないのですが、その事業所によって、兼務をとったり、また賃金なんかもそれぞれ違うものですから、なかなか一様にいかない、こういうふうな実態でございます。

そういった中で、私どもとしても、こういった介護保険の事業にかかわる経営については、介護報酬を基に経営をするわけですから、今なぜ赤字になっているかという原因は、やはり介護報酬が適正に評価されていないのではないか、こういったことがあろうかと思います。こういった中で、私どもも、全国市長会を通じて、こういったサービス事業者が適正に事業経営できるような適正な介護報酬の設定をしてくださいと、こういうことで再三にわたり要望しているところでございます。今、この介護報酬の審議会も終盤を迎えつつございまして、先般、12月9日に行いました審議会におきましても、その審議会の基本的な考え方として、さきほど私が申し上げました事業として成り立つような介護報酬の設定をすべきと、こういった意見が出ておりますので、我々としてもこういった介護報酬の行方を注目していきたい、こういうふうに考えてございます。

○武井委員

もちろん、これは、そちらの方の介護報酬のまずさが国にあれば、その問題は、全国市長会なり、いろいろな機会を通じてぜひともやっていただきたいと思います。それは、私の方は申すまでも及びません。

ただ、そういう中に、今は適正な介護報酬でないというご答弁をいただきましたけれども、そういう中にあって、一方では、3事業者、あるいは訪問では4事業者で経営がプラスだ、黒字経営をやっているというわけです。そうなると、またこのところはちょっと何か方法があるのかなと。一方がサービスを落としているわけではないと思いますので、そういうところにも僕らはちょっとまた疑問もわいてくるわけなのです。

それでは、これらのプラスのところなんかは、どのような考え方で、あなた方が目ごろ接している中で、やはり、ここはこういうところがよかったのではないかという感想めいたものはありますか。

○福祉部長

今、委員がおっしゃったように、それぞれ事業者間の情報交換というものもまた必要だと私どもも同様に認識しております。したがって、事業者との情報交換の場ということで、委員のご質問にありました赤字とか黒字の実態とか、また、その中でいい知恵がないのだろうかというようなことについて、何といたしますか、会議といたしますか、懇談会といたしますか、そういうものを1回開いた中で把握するなり、対策なりを考えていきたいというふうに思います。

○武井委員

国の調査や道の調査の結果はこうでした、皆さんどうでしょうか、うちはこうですというところから、そうでないと、おまえのところは赤字だ、おれのところは黒字だというと、またいろいろとげが立つと思います。国全体、あるいは道全体の流れはこうだ、皆さんのところはどうかというような立場で意見交換をして、それぞれ改善してもらえれば、こんなありがたいことはないと思いますので、そういう方向で進んでください。

◎社会的入院の実態について

次の問題は、本市の社会的入院の実態の問題です。これも避けて通るわけにはいきません。

たしか、180日経過しましたら、今度は我々にどしっと医療費が覆いかぶせられてくるわけですから、これは大変

だと思います。したがって、これを何とかしなければならぬだろうと思っています。それで、この質問をしたのです。

ところが、これに対して、この答弁は納得いかない。私は、本市の社会的入院の実態はどうなっていますか、こういう質問をしたのですが、本市におけるいわゆる社会的入院の実態については把握しておりません、こういう答弁です。これも困るのですよ。何でこういうことなのか。把握していなかったら、どうしますとか、これからどういうふうにしようと思っているとか、何で言えないのか。後志がどうの、道がどうのと、私はそんなことを聞いているわけではないです。本市の実態はどうですかと。この道の調査では65歳以上の人は48.4%の人たちが社会的入院をしています。特にこの小樽は道内の中でも高齢者の数は非常に上向いているわけですから、全道一といっても過言ではないくらい上向いているわけですから、そうしたら、これはもう50%を超えているのではないのか、したがって、小樽は一体どうなのでしょうかと。小樽、後志を含んでも49.4%あるわけですから、これは道の調査です。そうですから、もうほとんど半分以上と。そうなってくると、当然、小樽は60を超えているのかなと我々はいろいろ想像するわけです。ですから、この実態は把握しておりませんでは、答弁にならないと思います。

したがって、この答弁は、このままでは私は納得できませんから、今日は総括ですから、それで、どうしようかと、把握していなかったら、私の質問に対してどう対応しようとしているのか、お答えください。

○（福祉）高齢社会対策室管理課長

委員のご質問でございますけれども、私どもとしては、道の今回の調査は次期の介護保険の事業計画の策定に当たっての調査だったということもございまして、特にそれに対応する調査というものはしていなかったものですから、申しわけないのですけれども、実態を把握していないということでお答えさせていただきました。

それで、手前どもの方では、長期入院あるいは社会的入院という部分で必ずしもリンクはするということにはなりませんけれども、例えば特養の待機者等々につきましては、毎月、今待機している場所が。

○武井委員

今は特養までいっていないのだ。社会的入院のことを言っている。

○（福祉）高齢社会対策室管理課長

社会的入院という部分につきましては、いずれにしても、現状としては実施していなかったということもございまして、委員のおっしゃるような意図する形での答弁にはちょっとならなかったということでございます。

○武井委員

ですから、それでは今後どうしようと。それでは、これからはずっとほったらかしておくのですか。どうして把握しようと努めないのですか。努力方向があったら教えてくださいと言っているのですから、それを示されませんか。いかがですか。

○福祉部長

介護保険を導入するときに、社会的入院を何とか減らそうというような目的も一つございました。それで、今ご指摘のような部分については私どももやっておりますでした。そういった調査については、今後、検討させていただきたいというふうに思います。

○武井委員

部長は今そういうご答弁ですから、期待はしますが、それでは、今までできなかったネックは何なのですか。どういことがこれを把握できなかった原因なののでしょうか。理由がありましたらお述べください。

○（福祉）高齢社会対策室管理課長

特にできなかったというネックはございません。

○武井委員

やっぱり、これではね。そうだとすれば、できるのでしょう。把握しようと努めればできるのでしょう、ネック

がないと言うのだから。そうすれば、それらに向けて努力しますと、こうやって答弁すればいいでしょう。何とかかんとかいろいろな言うから、私の方では、何らかの理由があるのかなと、こう思っているわけです。

いいですか。それでは、調査して、次回の議会あたりまでいい返事を持ってきてください。いいですか。難しいのですか。

○福祉部長

これらについては、じゅうぶん検討させていただきたいと思います。

○武井委員

◎特別養護老人ホームについて

それで、さっきのこれですが、通告してあるから、あなた方が答弁するときにごちゃごちゃと先回りされたりなんかしているようですが、次は特養の問題です。

この特養について、私は、待機者の実態はどうですか、こういう質問をしています。これに対して、平成12年3月末と比べまして1.9倍になっていますと、大体2倍、こうなっているわけです。372名に対して719名、ですから、大体2倍、1.9倍、こういうご回答です。

それから今のような問題が出てくるのですが、私は、この1.9倍という数字は本当ですか、まゆつばの数字ではないですかと言いたいのです。それは、今、あなた方がいみじくも、社会的入院の数について、それを把握していなかった、そして、社会的入院の人たちの数として、これがこの中に入ってきたら、もうそれはそういう施設がない、特養に入りたいのに入れない、したがって、社会的入院として病院に入っていますと。この人たちの数は、私は特養があればこっちに来るのではないかという気がするのです。

まず、私のこの考え方は間違いですか、いかがですか、答弁ください。

○（福祉）高齢社会対策室長

ただいまの武井委員の質問に先立ちまして、ちょっと719名の内訳をお話したいと思うのです。今年の11月1日現在で、待機者719名のうち、病院の長期療養型のベットに入っている方が129名、一般の病院に入っている方が100名、老人保健施設に入っている方が221名、それから、育成院とかの福祉施設に入っている方が51名、そのほか在宅の方が218人ということになっています。

これがさきほど武井委員からお話がありました社会的入院かどうかは別といたしましても、私どもの特養待機者の内訳の中に、ただいま申し上げました病院の療養型で129、それから一般病院で100、合わせて229ございますので、この中に恐らく社会的入院の方も入っているのかなと、このようにはとらえております。

○武井委員

私もそうだと思うのです。恐らく、私の知っている人も、あればそっちに行きたいのだという人は実際にいます。ですから、そういう待機者について、あなた方は少ない数字を言った方がいいと思って1.9にしたかもしれませんが、私はこんなことではないと思うのです。ですから、それは今の229名の中にどのぐらいいるのか知りませんが、大体これらの問題は、この特養が、それでは足りるのか、足りないのか、どうなのかという問題にまでなっているわけです。

それで、数字が少ないと、これならちょっと待てば、6か月もすれば入れると思うかもしれませんが、これが実際の数字上に出てきて700人もいますなんて、もし万が一、数字が出てきたら、これは1年や2年で入れるわけではないですね。ですから、私はそういうことを心配しているのです。

それで、今、市長は、住みよい小樽をつくる、小樽に住んでよかった、こういうような地域社会づくりに努力していこう、こう言っているわけです。ところが、これは特養へ行きたくても特養へ行けないとなったら、こういうような調子では非常に困るわけです。皆さんも、市長の方針が出ているわけですから、それにのっとって、金がないならないなりに、そんなアンケートをとったら金がそんなにかかるわけではないのですから、いろいろな方法を講じ

て少しでも住みよい社会、小樽をつくるように努力してほしい、こういうふうに思います。

◎低年齢児保育について

最後の問題ですが、2歳以上の子どもさんと1歳児までの保育所の入所の関係です。定員を変えてはどうか、こういうふうに私はお尋ねしているわけです。

これは、私がこの質問をしている中で、一番大きな、大きいというか、私のねらったのは、国でも、1歳児までの人たちの待機児が非常に多いのです。北海道も多いのです。小樽もそうなのです。そうすると、これはもう政策上の問題ではないのか。小樽だけの問題ではなくて、全国で見れば、これは全国の平均の数字ですから、高い低いがあります。中にはきちっと入っているところもあるでしょうけれども、全国の平均としては、ほかの年齢層よりも低年齢児の方の待機者が多いわけです。したがって、これは、道なり国なり、小樽もそうだとすれば、もう政策的な問題で、社会に何かの変化が来ているのではないかと。私は、これを共稼ぎだと言っているわけです。それと、一時は少子高齢化だったのだけれども、バブルのころから含めて、だんだん生活がよくなってきたのかなど。それでは、今まで子どもを2人にしようと思っていたけれども、3人にしようとか、あるいは、それぞれの自治体が少子高齢化対策に取り組んできて、これなら3人の子どもを持ってもいいとか、いろいろなこういう政策があり、社会的な状況が変わってきた。

だから、それを昔の旧態依然のような定員数にしておいて、その昔の定員から見て、うちは何人オーバーしています。何人多く入れています、こう言ったって、これは多くなるのは当たり前なのです、社会情勢が変化しているのですから。私はそうとらえているのです。そこで、その問題を聞きたくて、この定員を変えたらどうですかと提起をした質問だったのです。

いずれにいたしましても、まず、私が今考えているような1歳児までの定員の見直しについての考え方を教えてください。

○（福祉）児童家庭課長

確かに、国が今年4月1日現在で待機児童がどうなっているのかということで示した表を見ますと、ゼロ歳から2歳までの低年齢児が全体の待機者の66%を占めて待機をしているという実態でございます。

昔は、やはり小さいうちは子どもは家で育て、それから勤めていくというような習慣といいますか、そういう親の気持ちがあったのです。しかし、最近は生まれてすぐといいますか、今は57日目から預かれますので、そういうときから預けて、また復職するといいますか、社会参加するといいますか、そういうのが多くなっているのも事実でございます。

ただ、それが即小樽に全部当てはまるのかとなると、確かに小樽の実態としても低年齢児の待機も多いことは多いのですが、この辺がそっくり当てはまるかどうかというのはまだ検証したこともありませんので、その辺についてはよくわかりません。

○武井委員

児童家庭課長が今ご答弁したのは、その部分はそれで理解できます。私がさきほど言ったように、全国的にも待機者のいるところとないところがあって、平均がそうなのです。言ったように、今の小樽市内の中でも、地域によって、住宅地のところは待機児が多いでしょう。そういう住環境、市民の生活している場所によっては、その差が出てくる、これは当然のことだと私は思います。

ですから、私は、それらのことについては、今言ったように、課長も今一部を認めたように、要は地域社会が変わってしまった。今まで、例えば子どもをおじいちゃん、おばあちゃんに見てもらって自分は共稼ぎに行く、こういうのが、今度はじいちゃん、ばあちゃんと分かれて、そして、共稼ぎしたいのだけれども、今度は子どもさんを預ける場所がないから保育所と。こういうふうにこの社会が変わってきている、こういう問題が出てきていると思います。

ですから、そういう市全体の住環境を見ながら、ここのところはこういう人たちが多く、こういうところが多い、ここのところの子どもさんの定員はこうしなければならない、こういうように、がんじがらめの規則ではなくて、もう少し流動的な考え方をして定員を見直したらいいのではないかと思います。いかがですか。

○（福祉）児童家庭課長

確かに、定員というのは、総体の定員と、歳児別といいますか、年齢別にある程度の定員を決めてやっています。ただ、保育所に入所するに当たって、例えば施設の規模といいますか、それを決めるに当たっては、ゼロ歳児とか1歳児であれば、乳児室に、ほふく室も必要だとか、それであれば最低基準で何平方メートル必要だとかということと決まっているものですから、それに基づいて建物の施設をつくっています。

ただ、私どもも、定員はあるのですが、実際の入所に当たっては、やはり、最近そういう低年齢児の希望が多くなってきたということで、施設の余裕といいますか、それを勘案しながら、施設と相談しながら、低年齢児を多く入れたい、入れていこうという気持ちで、そういうふうに柔軟に対応しているのも事実でございます。

○武井委員

市の広報ですか、8月の広報だと思いましたが、待機児の解消に努めますというようなものがあって、市民はその気になっていきますから、ぜひともそういう待機児の解消に努めると。特に、今言ったように1歳児までの子どもさんに対する定員の見直し、これを、広報がうそを書いたということのないように、ぜひともそういう方向に努めていただきたいことを申し上げて、終わります。

○委員長

民主党・市民連合の質疑を終了いたしまして、共産党に移します。

○古沢委員

◎職員給与について

ちょっと休憩かなと思っていたものですから、後先にして、まず最初に、職員給与の問題をちょっと伺ってみたいです。

ご承知のように、我が党は、職員給与の削減には反対です。今年の人勧ですが、年収平均で言えば15万円にもなる減額勧告だと。しかも、月例給の引下げという人勧史上初の勧告なわけです。国公、地公全体を合わせますと約7,000億円、人勧準拠の労働者で見ますと750万人で、実に1兆円を超える削減になるというふうに言われています。これによる日本経済や地域経済への影響、つまり、景気回復に逆行するという影響ははかり知れないものがあります。そこで、時間がないので、基本的な点で1点だけ伺っておきます。

労働基本権が確立されていれば、理論上、論理上は、労使合意の上で賃金さが下がるということはあると思います。しかし、この労働基本権をはく奪している以上、はく奪されている以上、マイナスはありえないというのが私の考え方です。つまり、マイナスとは人事院が持っている代償措置、代償機関の役割を放棄したということになるからです。

そこで、伺いたいと思うのですが、賃金を引き下げるのであれば、労働基本権を確立するという方向、当然、これが検討もしくは準備されていかなければいけないことだと思うのですが、この点ではいかがか。

昨年の人勧の報告の中でも、そして、今年の中では、なお鮮明に公務員賃金の地域間格差の導入が示されています。それであれば、地域の賃金、例えば小樽市における職員の賃金は今後どのように決定されていくことになるのか。人事委員会を持たない地方自治体の場合、これまでのように人勧準拠、国横並びというよって立つべきものがなくなる時代へ入っていく、こういう状況を迎えてどのように考えておられるのか。そういう考えもなしに、人勧準拠、国横並びで職員給与削減議案として提案されているのか、伺いたいと思います。

○総務部長

人勧の問題は、委員もご承知のように、私どもは、職員団体と協議をして、その上で提案をさせていただいているというのが一つございます。

お話がありましたような労働基本権の問題、私はこれを詳しく承知していませんけれども、ただ、道や札幌は、今お話がありましたように人事委員会というものを持って、地方の実態を含め、そして、人勧を参酌しながら決めていっているという状況にあります。私どもは、そういう人事委員会がない中では、そういう他都市と同じように、人勧に準じて、それらを組合に提示しながら、協議しながら決めてきているというのが実態なわけです。

ですから、今後、国の方でも地域の実態に合わせてというものがありますから、どんな方向がいいのか。確かに、地方自治体も大変厳しい財政状況になってきていますから、地域の民間企業の実態に合わせたような給与ベースにだんだんっていくのだろうと思いますけれども、その辺は国の一定の考え方もまた出てくるのかと思います。今特に私どもで独自の物差しを持ちながら進めるという、そこまでの考えには至っておりませんので、今後そういうところの方向などを重視しながら対応してまいりたいとは考えております。

○古沢委員

人勧体制というのは、国の低給与政策を下支えする、公務員の側から下支えする、長くそういう役割を背負わされたわけです。今は民間がこうだからということで、逆にそれを下げる。来春はどうなるかというと、人勧が下がったから、今度は年金が下がる、雇用保険が下がる、すべてに影響が及びます。民間の賃金下がってくる。いわば悪魔のサイクルに陥ってしまいます。こういったことはきちっと考えていかなければいけないということを申し述べておきたいと思います。

◎場外馬券発売所の設置問題について

それでは、次の質問に入ります。馬券場の問題です。

まず最初に、本会議における一般質問で、教育委員会に室内水泳プールの教育課程に基づく水泳学習の問題をお尋ねしました。一部が宿題になったような気がしますので、お答えいただきたいと思います。

○（社教）室内水泳プール館長

昨年度、小・中・高校生の利用人数は1万5,636人です。ただいま質問のありました小学校のいわゆる水泳授業としましては、色内、最上、緑など7校が利用しておりまして、その人数は690人となっております。以上です。

○古沢委員

そのほかに分かれていますね。ちょっと教えてください。

○（社教）室内水泳プール館長

学校の方としましては、今そう言いましたけれども、色内、最上、緑、堺、若竹小学校、朝里小学校、高等聾学校、この7校になっています。

○古沢委員

そのほかの学校はどうされているのですか。

○（社教）室内水泳プール館長

詳しくは承知しておりませんが、年度初めに学校の校長さんと協議をしまして、あとは、それぞれ民間のところ、幸小学校、それから高島小学校、そういうプールのある学校が利用されていない部分です。

○教育長

学習指導要領上では、保健体育の中の水泳というのは選択科目になっておりまして、プールが近辺にある場合という形で、そういう意味で全市の全小中学校という形にはなっておりません。

○古沢委員

それでは、議論になっております駅前での場外馬券場ですが、施設概要について、よりはっきりした点がありますので、確認させていただきたいと思います。

設置箇所の問題ですが、一般質問、市街地の特別委員会の質問を通じて、3か所程度のうちから、駅前第3ビル地階、これが絞り込まれてきたように伺っていましたが、道の競馬事務所によりますと、そもそももっと手広く広げていたのですね。20か所以上、全部検討したと。そして、ここが一番、これ以外ないと言っているのが第3ビル地階だというのが、どうやら道農政部、北海道競馬事務所の候補場所選定の経緯のようです。

まず、そういう理解でよろしいですか。

○（経済）多賀副参事

私どもは、小樽中心部の中の空き店舗や空き事務所を具体的、事務的に情報提供をいたしました。この候補場所につきましては、当然、小樽市の意向というのは示しておりませんで、道は、独自の調査の中で、最終的に道の判断で第3ビルの地下を候補地に決めたという経過でございます。（発言する者あり）20数か所であります。

○古沢委員

相当広いところから絞り込んでいるということですね。ですから、逆に言えば、改めて別のところを広げて検討してみなさいと言ったら、実はもう検討済みでございますという状況が一つ見えてきたということです。

それから、二つ目ですが、利用形態の問題です。4月から11月にかけて火、水、木で道営競馬が開催されます。このほか、通年で土、日、月で市営競馬、ばんえい競馬ですが、市営競馬が開催されて、この馬券を扱う。更には、南関東競馬を中心として全国の地方競馬の馬券、これも扱う計画だと。そうしますと、考えてみましたら、月、火、水、木、金曜日がなくて、何か変な歌がありました、金曜日がなくて土、日と、言ってみれば毎日店開きしているという通年営業の施設だということがわかってきました。これで間違いありませんか。

○（経済）多賀副参事

私どもは道にお聞きしているわけですが、道の考え方といたしましては、開設時に、原則は火、水、木の道営競馬の馬券発売を行い、金曜日は休催日というふうになります。それ以外の曜日につきましては、例えば、他主催者の馬券を販売することを道は今最終的に検討しているということであります。その検討内容が、古沢議員の今おっしゃったばんえい競馬だとか、南関東の関係をとりあえず検討していると。それで、今の段階で、ほかの部分、他の曜日の関係ですが、相手方の協議もありまして、当然、その場合は道の理事が入るわけですから、地元との調整関係もございますので、私どもは今開催日までの検討材料でないのかなというふうに思っています。

○古沢委員

道内には既に場外馬券場、馬券を発売する施設が10か所ほどありますが、今の検討というのは、既に実施、実践というか、やられているのですよ。やられていることです。これはオープンしたら直ちに、検討ではなくて、導入されることは必然、必至なのです。

三つ目ですが、検討と言え、JRAです。中央競馬です。この馬券を将来この施設で扱うようにしたいといういわば相乗り戦略について、中央と地方の相乗り戦略について、方向性としては検討されているということがわかりました。これは、一、二年とか、当面それは無理だと、そういうコメントつきですが、そういう方向性が検討されているというのがわかってきました。これはどうですか。

○（経済）多賀副参事

ただいま委員がおっしゃられたとおり、JRAとの相乗りといいますか、相互に買えるような形というのは、現段階では想定できるような仕組みになっていないということを私は聞いております。

それで、法律改正がされた後、例えば小樽で開設できる可能性があるのかどうか、その辺を判断したいということとは私も思っています。

○古沢委員

さて、その施設概要について、そういうふうに少し具体的に見えてきた点もあるのですが、大変不思議に思うのは、この問題が新聞報道などで浮上してから、特別委員会、それから本会議で、他の会派の皆さんが一言も発して

いないのです。大変不思議です。

そこで、我が党は、駅前の、しかも少年、学生が最も集中する場所、設置予定されている第3ビルには、既に本会議一般質問でもはっきりしたように、教育機関である、文教施設である室内プールもある。こうした場所へのギャンブル施設の設置は、到底、認められないということを明らかにしてきています。

そこで、当市の青少年施策との関連で何点か伺います。

まず、地ならし的にちょっとはっきりさせていただきたいのですが、21世紀プラン、施策の大綱、青少年のところで、主要施策の1健全育成（４）の非行防止の項、そして、2施策などの充実の（１）の学校5日制の項をどのように我々に示していますか。

○（市民）青少年女性室玉木主幹

今お尋ねの健全育成の非行防止の項でございますが、「非行防止のため、PTA・学校・地域と連携し、補導活動の実施や地域懇談会での意見交換を図るなど、青少年をとりまく社会環境の浄化につとめます」とされております。

また、施策の充実の中で、学校5日制の項につきましては、「学校週5日制に対応するため、児童生徒が健全に、また自主的に活動ができるよう、社会教育施設の活用や、学校施設の開放を図ります」と記されております。

○古沢委員

ちょっと角度を変えます。

今年の5月ですが、いろいろ情報を集めてみましたら、こういうショッキングな事件がありました。岡山県であります。詐欺未遂事件、18歳の男子高校生が、ほかの少年たちから免許証を盗みまして、サラ金の自動契約機で契約カードをつくろうとして現行犯逮捕された、こういう事件、少年事案であります。

小樽駅前周辺には、いわゆるサラ金、消費者金融会社、更にはクレジット関係の会社が集中しています。この会社が、どの程度、何社ほどあるか。更には、紹介したようなこうしたサラ金絡みの少年事案は、小樽市でも起きているのかどうか、把握されているのかどうかについてお伺いします。

○（経済）多賀副参事

具体的に許可のある機関で調べたわけではないですけれども、私ちょっと駅周辺を見ましたら、サラ金関係で10件以上の数はございます。

○（市民）青少年女性室玉木主幹

サラ金絡みでの少年の事案でございますけれども、13年度以降につきましては、幸いなことに、ありません。

○古沢委員

小樽には、寿司屋通りなど、こういった名前、ネーミングがいろいろされておりますけれども、駅前中央通が完成したらどういう名前にするかと聞いたら、大体はギャンブル通りが一番いいのではないかというのが声としては非常に多いですよ。中央通沿い、もしくは都通りの入り口を入れてすぐも含めて、パチンコ店が何店あるか。それから、この駅前周辺でゲームセンターのお店は何店あるか。

○（経済）多賀副参事

パチンコ店は5店ぐらい、それから、ゲームセンターは2店ぐらいあると思います。

○古沢委員

サラ金、クレジット関係は、カウントの仕方によるのでしょうけれども、十二、三社ありますね。集中的にあります。パチンコ店は5店、ゲームセンターが2件と。

そこで、資料要求をしておりますけれども、さきほどの21世紀プランの中で、健全育成の（４）の非行防止の項で補導の問題が触れられていました。市の青少年女性室が所管しているという補導状況と、小樽警察署における状況についてご報告いただきたいと思います。

○（市民）青少年女性室玉木主幹

今お尋ねの13年度の当市の補導状況と特徴でございますが、延べ数で全体で 1,050人、これは補導の声かけでございます。この場所別内訳といたしましては、駅前ビルが 190人、ゲームセンターが 560人、繁華街路上が 150人、駅前付近40人、公園、デパート合わせまして 109人となっております。

なお、ゲームセンターの内訳でございますけれども、フリーウェイ、長崎屋、これは駅前にあるわけでございますが、フリーウェイにつきましては 411人、長崎屋については 118人、マイカルについては31人で行いました。特徴でございますが、ゲームセンターでの補導が半数以上になっているところが特徴的ではないかというふうに考えております。

また、これは13年の上期ですが、小樽警察署の補導状況でございます。これは、うちと違ひまして実数でございます。補導数 327人です。その特徴といたしましては、あくまでもこれは不良行為別でございますけれども、深夜徘徊、喫煙という不良行為で補導されるケースが多いというのが特徴的ではないかなと思っております。

○古沢委員

つけ加えて特徴を言えば、小樽警察署も、それから当市の青少年センター補導チームも、こうした青少年健全育成のための補導として、どの地域を重点的にパトロールといいますか、回ったらいいかというふうに考えた場合、おわかりのように駅前周辺です。これは一般質問でも言いましたし、朝夕といわず、深夜といわず、青少年が集中する場所です。

そこで、ゲームセンターは2店舗ありますけれども、フリーウェイが圧倒的に多いのですが、長崎屋の中の1店舗を含みますと9割を超えているのです、この駅の2店舗で。マイカルが31件ですから。こういう状況をきちっと押さえておかなければいけない。当然、押さえた上での青少年施策の展開だと思うのです。

もう1点、ちょっと角度を変えて伺います。

駅広駐車場の問題です。昨年度1年間で、利用状況は台数的にどのようになっておりますか。

○（土木）管理課長

駅広駐車場の昨年度の利用ということですが、有料と無料合わせて9万 686台ということです。

○古沢委員

具体的に聞きます。

昨年5月3日、祝日ですが、木曜日、道営競馬開催日です。昨年5月3日の道営競馬開催日の利用台数、さらに、昨年1年間を通して1日最大利用日はいつだったか、その台数。

○（土木）管理課長

昨年の駅広の駐車場の5月3日の利用台数につきましては、有料、無料合わせて 314台、昨年の中で一番利用台数が多かった日は8月15日で、有料、無料合わせて 365台となっております。

○古沢委員

駅広駐車場の場合、無料というのは30分以内ですからね。それと有料で、大ざっぱに見ますと、1台30分見当で考えた場合に、例えば朝の9時から5時ぐらいで考えますと、大体 350台前後ぐらいでいっぱい、満杯の利用状況というふうになると思われるのです。

そうしますと、昨年5月3日にしても、さらに、例えば8月15日の利用台数状況で言いますと、駅広駐車場はほぼ満車状態というふうに見ることができます。そうすると、今設置が予定されている第3ビルに最も近い駐車場でこういう状況ですから、さらに、将来、中央競馬というふうになりますと、大体皆さんはおっしゃいます。JRを使って、中央バスを使って馬券を買いに来るなんていう人はいない、みんな車で乗りつくと。そこで長時間滞在するのでしたら、いろいろな駐車場、空いていれば駅広に入れるのでしょけれども、手配するかもしれませんが、違法駐車が心配だとだれもおっしゃいます。駅広の駐車場の状況がそういうふうに見えてきます。

そこで、改めて、場外馬券場設置に向けて、対農林水産省との関係での設置手続と、それから、その施設を設置

する基準について示してください。

○（経済）多賀副参事

これ以降の手続になりますけれども、今、開設というふうになっている第3ビルの調整がつかますれば、農水省だとかJRA、警察の事前のご相談というのは、道の方でやると思いますし、それ以降、町内会の説明、同意、それから、JRA、警察との本格的な協議、そして、小樽市の同意を得てから農水本省に対する申請協議があり、その後、その協議が調って許可になる、その調った時点で工事の着工にかかりながら、6月の前後に開設を目指したいということで聞いております。

基準になりますけれども、手続的に、法の施行令第2条に基づきまして、北海道が大臣に申請し、承認を受けるわけですが、その項目は、設置場所、設備の概要、当該競馬場との連絡方法、設置の理由、そして、添付書類として今申しました地域町内会からの同意書、警察署との協議書、施設概要図をつけるということであります。

それから、設置の基準になりますけれども、農水の告示1309号で記されております。1番目に、学校その他の文教施設及び病院その他の医療施設から適当な距離を有し、文教上又は保健衛生上、著しい支障を来すおそれがないこと、そのほかに、施設関係、窓口の数と人の配置等々、建物の内部の関係がこの基準になっております。

○古沢委員

その上でお尋ねしたいのですが、さきほども言いましたけれども、道営競馬の場合は、JRA系や地方系、それから独自のものを合わせてこうした施設が10か所ほどあります。これらの場外馬券場で、設置箇所の市町村が土地、建物などの施設所有者となっているところはありますか。

○（経済）多賀副参事

道にお聞きしたところ、地方系の岩見沢にある部分につきましては、市が建物なり土地なりをお持ちになっているというふうに聞いております。

○古沢委員

岩見沢は市営競馬組合を構成する自治体、たしか自治体ですね。旭川、岩見沢、北見だったと思いますけれども、主催者ですから、その施設を持つというのは、それはそれで当然と言えば当然なのかもしれませんが、これを除いて今答弁いただきましたように、こうした場外馬券場を設置する場所で、市町村、自治体が土地、建物を、場所を持っているというところは、今回予定どおり設置されれば小樽市だけになるのです。よく覚えておいてください。これは、名誉ある進出か。不名誉な進出か、評価が分かれるところだと思いますが、小樽市だけになるのです。ほかはこういうところはありません。

そこで、さきほどご答弁いただいた設置基準ですが、学校その他の文教施設、これはどういうものか、ちょっと教えてください。

○（経済）多賀副参事

学校その他の文教施設につきましては、一般質問で教育委員会から答弁をいたしましたとおり、私どもも道の判断をお聞きしました。中身的には同じでありまして、社会教育施設であり、その文教施設に含まれるというふうなことは認識しております。

○古沢委員

文教施設をめぐるのやりとりはいろいろありました。とんでもない話が出てきて、室内プールは文教施設に入らないというのが当初の農林水産省の見解だったというふうにこちらには伝わってきました。要するに、学校以外には文教施設として認めないというのが農林水産省の見解だったのですが、とんでもない話だということで、実は、これは交通整理がつかしました。あまりにもひどい対応ですからね。

それで、その基準で言っている適当な距離というのは、この概念というのか、一体、どういうものなのかちょっと教えてください。

○（経済）多賀副参事

この概念につきましても、道にお聞きしました。恐らく、これは国の判断基準ではなかろうかと思いますが、適当な距離を有しについて、具体的な距離等は、場外設備の立地条件、交通アクセス等に応じて事案によりさまざまであり、事案ごとに文教施設の活動に著しい支障を来すおそれがないか判断することになっているという考え方をお聞きしました。

○古沢委員

具体的に聞きますが、これは道で議論されるべきことなのかもしれませんが、北海道は農水大臣に対して申請書を出して承認を求めるわけです。そういうふうになりますと、当然、スケジュールで見ましたらこれが2月下旬か3月の頭、2月中旬、下旬ぐらいでしょうか。それまでに町内会の皆さん方と協議をしたり話合って同意書をもらう、関係機関の協議書をもらう。文教施設が2階にある。その地階に場外馬券場を設置する、これは、設置基準に対して施設概要としてはまずクリアしているというふうに判断して申請するのですね。

○（経済）多賀副参事

申請するというのは道の段階でございまして、道の考え方になりますが、この適当な距離の中のいわゆる建物内にプールと馬券所があるということですが、道の考え方としては、今開設する場所というのは地階にある、プールはフロアが違う、2階にあるということと、それから入り口が静屋通側に2か所ありまして、そこを中心に入っていただくということから、いわゆる動線が違うということが、逆に言えば、地階におりる利用者と2階のプールの利用者と区分ができるという判断もありまして、いわゆる告示にある適当な距離を有し、又は著しい支障を来すおそれがないものであるという考えです。

そのためにも、影響がないように、当然、他の場外馬券場でもやっておりますけれども、整理員、警備員がその辺の発券所の整理、監視に当たるということでもあります。

○古沢委員

ちょっとおかしいと思うのです。フロアが違えばいいということになれば、壁で仕切られていれば隣であってもいいという話でもあったり、何でもいいということになるのです。基準であって、基準ではないではないですか、これは、適当な距離というのは。

だから、問題はこの基準に合致するかどうかという判断、見極めもなしに、ここのフロアを持っているのは小樽市なのですよ。はい、結構でございますという態度をとるのですか。これを改めて聞きます。

○経済部長

市が保留床を持っているのは事実でございまして、所有者として、ここに入れることがいいのか悪いのかということについてのお尋ねだと思います。

我々としましては、副参事から今ご説明申し上げましたように、確かに具体的な基準ではありません。けれども、プール利用者と場外馬券場の利用者というのは、2階と地階ということで交差することはないだろうという道の考え方で距離についての部分はクリアできるというふうに聞いています。

それから、あと、第3ビルについては、ご承知かと思いますが、サンビル商店会、それと三つのビルを管理する駅前ビルというのは非常に大変な状況にあるのです。そういう中で、このサンビル商店会としては、今の非常にくしの歯が欠けたといいますか、店舗の抜けている状態を何とかしたいという中で、でき得ることならこういう施設があった方がいいというお考えも一つ聞こえてきております。

私たちとしては、町会内あるいは警察、その中で協議がなされて、問題がないということになれば、それは一つこの場外馬券場が来る方がいいかどうかの判断材料になると思います。

それともう一つ、さきほど来議論になっておりますように、青少年の健全育成、青少年の非行の問題、これは確かにデメリットとしてじゅうぶん考えられると思います。その部分につきまして、道営競馬側が、最大のといいま

すか、対応をして、全くそういうものは発生しないといいますか、そういう方向で万全の対策をとれるということ、併せて、さきほど来議論になっております駐車場の部分も、違法駐車を含めてですけれども、そういうものもクリアされるようなことがあれば、その上で我々として問題なしとなれば、それについては認めていきたいなというふうに思っています。

○古沢委員

一般質問でご報告いただいた福岡市の場外馬券場の場合、あそこでは、やはりこういう施設は要らないということで中心的に頑張ったのは、そのうちの一つに、この場外馬券場が設置されようとしているところから 800メートルのところに位置する学校のPTAのお父さん、お母さん、先生方です。こんな近くにこういう施設をつくられたら教育環境を壊してしまうということで頑張ったのです。市内には、半径 800メートルと言えば幾つありますか。

○（学教）総務課長

学校につきましては、小学校が2校、中学校が1校でございます。

○古沢委員

まとめます。

今日は、農水省のこの問題を直接担当するところに連絡をとりました。国も地方も、役所というのは役所だというふうに思いました。どういうふうにお尋ねしたかという、申請書が農林大臣に提出されるのですね。承認するか不承認するかというのはその段階で決めることだからと言うのです。それであれば、さきほど答弁いただいたように、この2月の下旬ぐらいまでに、関係町内会、それから小樽の警察署、教育委員会、もろもろ関係するところと協議、話し合いが行われるわけです。その際に、少なくとも施設の骨組みのところ、国が決めている基準というものをクリアしているかどうかということ、まず事前に、現地としては心配だから相談したいのだけれども、相談させていただけるのでしょうかといったら、いえ、それはしませんと言うのです。上がってきて、そこから用意ドンで審査をするというのです。ずっと手間暇かけて、この手順で言えばですよ。そして、申請を上げた、基準に合わないから不承認ということも、その話ではあり得るのです、その話では。

けれども、逆読みをしますと、ひそかに水面下で、市民や関係団体を蚊帳の外に置いて、OKが出ているからこそ事が進むということだって、逆読みすればそうでなければ不思議な話なのです。基準があってないような状況を国の対応として決めているのですから。どう思いますか。

○経済部長

私たちが道の競馬事務所の方々とお話をしている中では、事前に、古沢委員が今おっしゃったようなことで進めているとか、いたという報告は何っておりません。

○古沢委員

時間もオーバーしておりますから、別の機会に引き続いてこの問題を議論させていただきたいということで、終わります。

○委員長

共産党の質疑を終了いたしまして、自民党に移します。

○前田委員

◎障害者福祉について

障害者福祉に関連してお伺いをしていきます。

まず初めに、福祉部が所管をしている障害者福祉には障害の内容に応じて区別がなされているとお聞きをしておりますが、まず、その区別というか、事前にお話しているからわかると思いますけれども、障害内容についてお答えください。

○（福祉）社会福祉課長

福祉部で所管しております身体障害者の関係事業、それから知的障害者の関係事業ということでございますけれども、14年度当初予算で申し上げますと、予算科目の目で一くくりになっておりますので、民生費のうちの身体障害者福祉費というところに網羅されております。

その主な事業といたしましては、市内外で身体障害者の方が福祉施設でお世話になっているといえますか、措置されております。そういった方々の経費として約2億円、これが最も多い事業費になります。そのほか、身体障害者で申し上げますと、ホームヘルプ事業の委託料、あるいはデイサービス事業の委託料、それから、単独費では福祉ハイヤーの利用助成、ほぼ単独費であります、去年の夏からやっておりますリフトカーの運行事業の委託、それから、車いすなどの給付をいたします補装具の給付事業、それから、身体障害者の方々の福祉手当なり見舞金の支給、もろもろございます。全体経費としては、14年度では約5億800万となっております。

なお、一般財源は、そのうち2億3,000万ということで整理しております。

それから、同じく知的障害者の方でございませけれども、同じく14年度の当初予算で申し上げますと、約13億4,000万の予算をいただいております。そのうち、さきほども申し上げましたが、小樽は知的障害者の方の施設が多いという関係もございまして、その施設に入所している方の関係もございまして、12億8,000万という経費になっております。このほかは、身体障害者と似ておりますが、デイサービス事業の委託だとか、あるいは関係団体への補助金などがありまして、一般財源で申し上げますと13億円のうちの約6億円強が一般財源ということで約半分ということになってございます。このような状況でございます。

○前田委員

これは、人数といえますか、身体障害者の手帳、あるいは知的障害者の手帳とか、こういう手帳などを発行されている方々というのは何名くらいですか。

○（福祉）社会福祉課長

身体障害者を定義いたしますと、身体障害者福祉法ということで、何条かはちょっと忘れましたが、身体障害者手帳を持っている方が身体障害者ということで定義されておまして、小樽市では約6,900人いらっしゃいます。

それから、知的障害者というのは、知的障害者福祉法ということになりますけれども、法律では特別に定義はございません。けれども、実務的には療育手帳という手帳がありまして、その手帳を持っている方が知的障害者ということで認められます。そういった方は市内で830人ほどいらっしゃいます。

○前田委員

身体障害者関係の福祉手帳を持っている方が6,900人、それから、知的障害者福祉手帳といえますか、療育手帳ですか、この関係者が830人ということで、予算も身体が5億800万、知的障害が13億と、高額になっております。

そこで、これらの手帳を受けられるというか。申請をするとき、身体だとか知的だとかいろいろな区別がされるでしょうけれども、その障害の程度を診断だとか判断する、これはどこでどなたが行っているのか、その辺をちょっとお聞かせください。

○（福祉）社会福祉課長

障害者の障害の程度の判断ということでございませけれども、身体障害者の場合は市内に指定医師ということで、道の方から指定されたお医者さんがいらっしゃいます。その方の診断書というか、そういう診断書を持ちまして、それで足りる場合もありますし、あるいは、それを持って札幌にございます総合相談所というところがございまして、そちらの方で、その方の医師の診断書を見ながら何級とか決めるということで、手帳が道の方から届きまして、小樽市の方からお渡しする、小樽市を經由してお渡しします。

それから、知的障害者も基本的には同じですけれども、これは見方が難しいものですから、きっちと札幌にあります相談所の専門の相談員なりの意見がより反映されて、同様に、その相談所が医師の診断書なりを参考にして、

AとBですが、級を決めまして、これも道の方から市の方に渡されまして、利用者の方に手帳をお渡しする、そういうことになっております。

○前田委員

この判定といいますか、診断するときの医師の占めるというか。医師の診断の重み、重さというのは、道のいろいろな相談所の方も通って審査されるようですけども、医師の判断の重さというのはどのようなものなのですか。

○（福祉）社会福祉課長

どのような重さかということだと思いますけれども、やはり、級というか、身体障害者で申し上げますと、法律の中に、こういう症状の方はこのくらいの級ということで、マニュアルで区切るというか、整理されたものがございいます。それを頭に入れながら、各専門の先生がその症状を記入するというか、その様式に沿って記入をします。そして、それを基に、総合相談所の方にもお医者さんがいらっしゃいまして、その方を診た症状というか、カルテといいますか、そういったものに基づいて、場合によっては、わからない場合は、その診断書とともに、あるいは、別の日でもよろしいのですけれども、その身体障害者ご本人が札幌に出向いてお医者さんにいろいろ判断されるというようなことだと思います。

○前田委員

それで、知的障害、身体障害という言葉が今出てきましたけれども、精神障害というものもあるのですね。これは福祉部の所管なのですか。どうなのですか。

○（福祉）社会福祉課長

精神障害者につきましては、福祉部の所管といいますか、関係する事業は行っておりません。

○前田委員

それでは、どこですか。保健所かな。

○（保健所）保健課長

精神障害者に関しましては、保健所が窓口となっております。

○前田委員

それでは、さきほどの質問と同じで、精神障害者であることの判断というか、これはどなたが行うのですか。

○（保健所）保健課長

精神科の専門の医師が精神障害者であるということを診断いたします。

○前田委員

知的障害も身体障害も精神障害者も、医師が診断するということで受け取っていいのですね。

それで、精神障害者のことについてこれからちょっとお伺いをしていきますが、精神障害者の相談窓口は、今言ったように小樽市の場合は保健所だということですけども、精神障害の特徴についてちょっとお聞かせください。

○（保健所）保健課長

保健所に相談に見えられる方は、現在、非常に症状が落ちついていまして、日常生活における療養指導というか、それを受けられる方が多いようです。

それから、さきほど窓口は保健所ということでお話ししましたが、実際の医療は、急性という表現が適当かどうかわかりませんが、初期であればもちろん医療機関に属していますので、医療機関の専門医師、又はそこにおけるケースワーカー等も治療に当たっております。

○前田委員

ちょっと耳が悪いものだから、ちょっと大きい声でお話してください。聞こえないのです。

それで、小樽市の場合、これら精神障害者と言われている方はどの程度おられるのか。人数ですね。この精神障害の状態、これを含めてご説明してください。

○（保健所）保健課長

平成13年12月31日の状況というか、把握している状況からですけれども、小樽市には1,962、約2,000人の精神障害者と言われている方がいらっしゃいます。そのうち、通院していらっしゃる方は約1,750名ということで、その半数は統合失調症と言われています。昔で言うところの精神分裂病という方がほとんどです。そのほかには、心身性の精神障害等があります。

○前田委員

2,000人、通院されている方が1,750人ですか。

それで、私もちょっと調べてみたというか、これは、等級というか、手帳か何かの関係で1級、2級、3級とか、あるいは、重度となっているのですが、この重度と3級までの間ですか、1級、2級、3級、この辺をちょっと説明してほしいのです。

○（保健所）保健課長

基準がありまして1級から3級というふうに分類されております。これは障害者年金の等級程度というふうに言われていますけれども、1級であれば、精神障害があって、日常生活が不能な程度の者、2級は、日常生活が著しい制限を受けるか、又は制限を加えることを必要とする程度の者、それから3級であれば、日常生活や社会生活が制限を受けるか、又は日常生活や社会生活に制限を加えることを必要とする程度の者というふうになっております。

○前田委員

ただいま説明された方々に対して、小樽市の精神障害者に対して支出されている、使われているといった方がいいのか、こういった費用というのはいかほどになっているのでしょうか。さきほど知的障害、身体障害では5億8,000万とか、13億という数字が出てきたのですが、人数の関係もございましょうけれども、2,000人おられるということですから、これらのことも含めてちょっと費用がどのぐらいにかかっているのか。

○（保健所）保健課長

一つは、衛生費の保健所費の中に保健対策がありまして、その中で、例えば相談だとか、家族教室に関して23万円、それから、デイケアと言いまして、社会復帰するに当たっての日常生活等の指導教室ということで14万ほど、それから、社会復帰施設等に通所するときの交通費の助成としまして144万程度、それでそこが180万で一つです。

それからもう一つは、補助金ということがありまして、例えば共同作業所への補助金、これが1,217万円、それから、共同住居と言いまして、地域で生活するに当たっての運営補助ということで116万です。それから、短期入所事業という形で、例えば家族等の都合もありまして、短期間、精神障害者の面倒を見る人がない、又は、いろいろな指導を受けたいということで福祉の寮に1週間から2週間程度入る、そういう施設があるのですけれども、そのために143万です。それから、地域生活援助事業費の補助というもの、グループホームと称するのですが、そこに120万円、それから、精神保健協会というのがあります。そこに9万程度の補助を出しておりますので、それで合計1,800万程度、合わせまして2,000万円程度の予算を計上しております。

○前田委員

それで、福祉部と保健所にまたお伺いしますけれども、今ちょっと計算機を持っていないからあれですけれども、これは、割り返すと1人当たり幾らになるのですか。知的、身体、精神と。

○（保健所）保健課長

保健所の精神障害者の事業で単純に割り返しましたら、1人当たり1万程度という形になります。

○（福祉）社会福祉課長

電卓を持ってきていないのですけれども、さきほど申し上げました、例えば身体障害者ですと5億円を約7,000で割りますと、約7万円というふうになります。それから、知的障害者は、13億8,000万で830人ということでございますので。

○前田委員

済みません。ちょっと、知的障害をもう1回お願いします。

○（福祉）社会福祉課長

知的障害者は、13億 8,000万で、割る 830ということですから、160万ほどになります。これは、さきほども申し上げましたが、知的障害者が入所しているといいますか、小樽の場合は施設が多いものですから、小樽市で入所措置をする方が多いと。例えば、知的障害者の方でしたら、1か月の措置費というのは、症状によって違いますが、月大体30万ぐらいかかります。ですから、お一人で 350万とか 400万とかかかりますので、そういった意味ではさきほどの保健所の数字とは単純に比較できない、そういう要素もあるのかというふうには考えております。

○前田委員

だから、単純に比較できないというなら、単純に比較しないでちょっと教えてください。

それで、保健所の方になるのか、福祉部になるのか、この精神障害者の方々は、重度の方を別にしましても、社会に適応されて生活をされておられると思いますが、現状はどのようになっているのか。特に、経済的にはどのようになっているのか、ちょっと具体的にお聞かせください。

まず、保健所の方で押さえている部分と、あと、福祉の方には生活保護の関係、そういう方は出されているのか、出されていないのか、多いのか、少ないのか、この辺をお聞かせください。

○（保健所）保健課長

精神障害は保健所ですけれども、相談等に見えられる方は、成人に関してはわかっておりますけれども、未成年に関してどういう状況であるかということは押さえ切れておりませんので。

○（福祉）社会福祉課長

さきほど冒頭に一連の事業を幾つか申し上げました。身体、知的とも申し上げましたけれども、それぞれの事業で、生活保護の方もいらっしゃると思いますが、そういった押さえというのはいしておりませんので、ここでは、説明といいますか、ご答弁はちょっとできないということです。

○前田委員

押さえていないというか、こういうところではお話できないということなのかな。

2,000人おられるというから、2,000人のうちの何%の方はそういう方がおられるのかと思ったものですから、経済的に困っている方がおられるのかと思って今お聞きしました。

それで、さきほどから、お金のことといいますか、費用のことをお聞きしておりますが、身体と知的に比べて、精神障害の関係の福祉といいますか、金額換算にしてもそうですけれども、非常に格差があるのです。なぜそんなに大きな格差が生じるのか、ちょっとこの辺も法的に何か根拠があるのであれば、お聞かせください。

○保健所長

直接的なお答えになるかどうかわかりません。知的障害、身体障害と精神障害というのは本質的に違います。精神障害というのは、あくまで疾病でありまして、薬とか、そういうことで治っていく。知的障害、身体障害というのは、完全にハンディキャップを持って、生涯その状態です。ですから、片方は病気、慢性の病気を持っているというのが精神障害です。もう片方の知的障害と身体障害は、生涯、そういったハンディキャップを背負っている。ですから、これは本質的に違うものです。

そういった中で、全く一緒に考えてしまうといういろいろ誤解があります。本質的にそういう社会における立場が違います。精神障害というのは、精神的な疾患で、逆に言うと身体的な慢性疾患で、医学的にはそういった人たち、同じように区別されます。

ですから、そこで一概に、そこにかかわる。行政的にサポートする金額が多い少ないという見方はちょっと無理だろうと思います。

○前田委員

精神障害者は病気ということなのですか。そういうことなのですね。あと、身体障害というのはもちろんわかります。知的障害の方も、ハンディという言葉は今使われました。保健所等の先生とその辺のやりとりをするつもりはありません。

それで、精神障害者には、申請により障害者手帳、通称青手帳というのですか、それが交付されているとお聞きしておりますが、その意義と効力、これについてどうですか。

○（保健所）保健課長

精神障害者の手帳のことに關してですけれども、精神障害を持っている状態でありながら地域で生活していくに当たって、それを推し進めていくという意味で手帳がつくられてきました。

ただし、身体障害者手帳とか知的障害者の手帳と違いまして、まだまだ歴史が浅いものですから、サービスとしての差はあるのかと思いますけれども、手帳を持っていますと、例えば、通院医療費の申請に当たって、その手帳によって障害の程度がわかるだとか、それから、税が、全面的ではありませんけれども、一部助成されるときに証明にもなるということ、それが大きなところかなと思っております。

○前田委員

そのほかにもあるのでしょうかけれども、今聞いていると、証明になるというようなことがほとんどかなと。よくわかると、要するにAさんはこういう方です、こういう内容を含んだこんな方ですということだろうと思うのですが、その手帳によって、何というのですか、ほかの障害者手帳の方と何か差異があるというか、効力が著しく劣るというのか、そういう部分があるようにしか聞こえませんでした。

それで、小樽市の場合、障害者手帳を持っている方は、さきほど2,000人という数字も出ていました。全員が持っているのかどうかはちょっとわかりませんが、小樽市独自で何か、さきほど質問した中にもちょっと重複するかもしれませんが、具体的にこの手帳を持っていることによってこういうことは得するのだとか、ただわかるのだというのではなくて、得するのだというようなことは何かあるのですか。

○（保健所）保健課長

手帳を持つことによって、小樽市独自で何か恩恵というか、そういうものはありませんけれども、実際に手帳を申請しに来たり、又は相談をしにきたときに、いろいろな社会復帰に関する学級、あとは、指導等を受けるときに、その説明に当たって非常に有効に使われているというふうに押さえています。

○前田委員

有効に使われているというのはいいのですけれども、何というか、実質的な部分で何か恩恵を受けているのかということをお聞きしたかったのです。

それで、これは他都市の状況というのはどうなのですか、道内10万人以上のところで。

○（保健所）保健課長

正確なところはまだ調べておりませんが、障害者の数%にしかまだ交付されていないというか、じゅうぶんに理解されていない部分もあるかもしれませんが、そういう状況です。それから、それに関してのサービスは、その都市によって若干上乘せしているところもありますけれども、似たような状況かなと思っております。

○前田委員

なかなか求めている答弁が返ってこないのですけれども、いずれにしても、ほかの障害者手帳を持っておられる方と、金額の上でもそうですし、その効力というものの上からも、非常に格差が生じていると言わざるを得ないと思います。

私が言うまでもなく、法律で人間は法の下に平等になっております。そこで、福祉部の方にお聞きしますが、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、この各法での総則の第1条に何と書かれているか、まずちょっとお聞かせく

ださい。

○（福祉）社会福祉課長

第1条については、基本的なところを書いていると思いますが、今手持ちで持ってきておりません。

○前田委員

持ってきていないのであれば、ちょっと時間が押してきたのですけれども、大体みんな同じことを書いているのです。

第1条、この法律の目的、これは精神保健です。精神障害者の医療及び保護を行い、その社会復帰の促進及びその自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行い、並びに、その発生の予防、その他国民の精神的健康の保持及び増進することによって、精神障害者の福祉の増進及び国民の精神保健の向上を図ることを目的とするということになっていると思います。これが精神障害者の関係です。知的障害者と身体障害者はほとんど同じなのですが、第1条、この法律は、知的障害者の自立と社会経済活動の参加を促進するため、知的障害者を援助するとともに、必要な保護を行い、もって知的障害者の福祉を図ることを目的とすると。3点とも、文言の違いはあっても、中身は、法律のうたっていることはほぼ同じなのです。

それなのに、精神障害者の関係については、法の保護といいますか、施策が薄い、金額換算にしても当然薄い、そういうことを言わざるをえないと思います。

時間がありませんので、この辺でやめますけれども、ノーマライゼーションという言葉もございますが、そういったことで障害者が社会に進出するということだろうと思います。そういったことで、最後になりますけれども、精神障害者福祉法、あるいは身体障害者福祉法、そして知的障害者福祉法の第1条の法律の目的は、今お話したとおり、同じなのでありますが、同じなのに差別あるいは区別があってはならないことと考えます。

政治というものは、日の当たらないところに日が当たるようにすることが大切だ、これが政治だと考えます。ぜひ、是正していただきたいと思います。市長は、来年の市長選に出馬を表明されておられます。当選の暁には、ぜひ日の当たらないところに日が当たる施策をお願いしたいものです。

そこで、精神障害者の方々がこういうことを言っているのです。「現在、小樽市には精神障害者福祉手帳によるサービスや助成が全くありません。障害の区別なく、だれもが暮らしやすいまちづくりを目指そうとみんなが言います。しかし、なぜ精神障害者だけがほかの障害者よりも手帳による優遇措置がなされていないのでしょうか」うんぬんということで、小樽市が精神障害者を抱えても住みよいまちであるためにはうんぬんということで、こういうふうに言われております。そういったことで、最後に、ぜひ市長の決意をお聞きして、質問を終わります。

○市長

今、三つの障害者の方の話がありましたけれども、さきほど保健所長から話がありましたように、それぞれやはり違いがあるだろうと思います。そういう方々に対する制度も違いますので、これは一概に比較できないのだろうと思います。しかし、基本的には、今お話がありましたように、困った方については、手厚い保護といいますか、それはじゅうぶん考えていきたい、そういうふうには思っております。

○委員長

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後3時33分

再開 午後4時15分

○委員長

会議を再開いたします。

中島、古沢両委員より、別紙お手元に配布のとおり、修正案が提示されております。

（「委員長、議事進行」と呼ぶ者あり）

○委員長

古沢委員。

○古沢委員

さきほどの理事会で議論された報告を受けた件に関しまして、一言だけ。

私が場外馬券場の問題を今日取り上げたわけですが、経済常任委員会に付託されている案件だという内容の話が出ていたようであります。

本来、予算特別委員会は、中でも総括質疑の場では、全分野にわたって大きく議論を展開する、そういう場だというふうに心得ています。大先輩の武井さんから一言あったようですから、つけ加えていいですよ、武井さんも、今回の予算特別委員会においては、建設常任委員会に付託されている案件、梅ヶ枝山手通線について取り上げて議論されているわけですから、そういった点で大いに議論することについては、いささかも妨げになるものではないというふうに思っております。以上です。

（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○委員長

武井委員。

○武井委員

私は、自分で代表質問に取り上げた中の問題を取り上げ、しかも、答弁の食い違いについてただした問題であって、その点は、私もさきほどの理事会でも言いましたが、新谷さんの問題をやったということの前提で質問をしたのだから、その点については私は結構でございますと、こう言っているわけなので、別に差し障りのあることをしているわけではない。私も、それは自分の代表質問の中で答弁の食い違いをただしただけのことですから、これは当然のことだと思います。以上。

（「委員長」と呼ぶ者あり）

○委員長

古沢委員。

○古沢委員

そういうお言葉をいただいたようですから、私は異存はありません。

○委員長

それでは、よろしいでしょうか。

元に戻しまして、中島、古沢両委員より、別紙お手元に配布のとおり、修正案が提出されております。

提出者より趣旨の説明を求めます。

○古沢委員

簡単に提案理由をご説明いたします。

我が党が提出しております議案第1号平成14年度小樽市一般会計補正予算に対する修正案であります。

小泉内閣になって以後、日本経済の落込みは、どなたもご存じのように、いよいよ深刻の度を増しています。小泉内閣のこの間だけでも、例えば株式の時価総額は実に131兆円も減っております。国税庁が発表いたしました昨年度の税務申告、これによりますと、黒字申告の法人はわずかに30%であります。つまり、70%が赤字法人であって、企業収益は著しく落ち込んでいます。完全失業率が、全国では5.4%、北海道の状況はこれを大きく上回るわけですから、事態は極めて深刻、危機的であります。

ご承知のように、政府は、この5月に景気の底入れ宣言を出しました。しかし、一向にデフレの進行はとまりません。経済の先行きは依然として不透明であります。

小樽は中小企業のまちですが、この小樽の企業が、小泉内閣による不良債権処理の加速政策の下で、次々と倒産

に追い込まれていく、これを黙過することはできません。

駆け込み緊急資金貸付金は、こうした市内業者の年末年始対策として、市の直貸し制度として立ち上げるものであります。貸付金は、１億円を原資として、限度額50万円、１年間据置き、一括返済であります。財政調整基金繰入金をもって措置することにいたします。委員各位の賛成をお願いして、趣旨説明を終わります。

○委員長

これより、討論に入ります。共産党、中島委員。

○中島委員

日本共産党を代表して、我が党提案の議案第１号の予算修正案には賛成、原案反対、第13号ないし第26号、第29号、第30号には反対の討論をします。

小泉内閣が発足してから１年９か月、構造改革なくして経済の活性化なしと進めてきた政策ですが、倒産、リストラが進み、不良債権処理に年間10兆円を投入したにもかかわらず、新たに20兆円の不良債権が発生し、経済再生、景気回復の出口が見えません。

４大金融グループは、この１年間で全体の貸出しの１割、約24兆円を減らしています。とりわけ、中小企業向け貸出しが昨年比で１割も減少しています。

問題は、画一的マニュアル処理が中心となり、従来の地域の長い取引でつくられた業者、商店との信頼関係を熟知している支店の判断が全く入らず、機械的な対応で切り捨てられる中小企業が続出していることです。市内緑町の商店街でも、今年わずか二、三か月の間に２店が倒産、１店が廃業しています。地域金融機関は、助けてあげたくても、金融機関が大きなリスクを抱えることになり、助けられない、残念だ、こう言っています。

このような事態は、小樽市内にもあらわれています。年末の資金繰りが一段と厳しい状況ですから、わずか１件50万円ですが、１年据置き、担保も保証も要らない緊急対策として、貸付金は、中小企業のまち小樽市の役割ではないでしょうか。

議案第13号ないし第26号、第29号、第30号は、人事院勧告に基づく職員給与引下げ案です。本市の平成15年度職員給与の影響額は、約４億 2,000万とのこと。小樽市内の一番大きな企業である市役所の職員収入がこれだけ減らされると、市内の景気の低迷に拍車をかけるばかりです。大企業のリストラ、人減らしの結果、民間給与より公務員給与が高くなったという理由で引下げ、更にまた、公務員も賃下げしたのだからという理由で、政府は、国民に年金引下げをはじめとした痛みを押しつける口実にしようとしています。地域経済を冷え込ませ、国民に痛みを押しつける口実にされる公務員給与の引下げには、反対です。

なお、特別職についてはこの限りではないことを表明し、詳しくは本会議で述べますが、以上、各会派の皆さんの賛同をお願いして、討論とします。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより、順次、採決いたします。

まず、議案第１号に対する修正案について採決いたします。

修正案を可決することに、賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○委員長

起立少数。

よって、修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

原案どおり可決することに、賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○委員長

起立多数。

よって、可決と決定いたしました。

次に、議案第13号ないし第26号、第29号、第30号について、一括、採決いたします。

議案はいずれも可決と決定することに、賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○委員長

起立多数。

よって、可決と決定いたしました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括、採決いたします。

議案はいずれも可決と決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長

ご異議なしと認め、さように決定いたしました。

閉会に先立ちまして、一言ごあいさつ申し上げます。

当委員会におきまして、付託された案件はもとより、行政各般にわたり熱心なご審議を賜り、委員会としての役目を全うすることができました。

これも、ひとえに、副委員長をはじめ委員各位と、市長をはじめ理事者の皆様のご協力によるものと感謝いたしております。

意をじゅうぶんに尽くしますが、委員長としてのごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

当委員会は、これをもって閉会いたします。